

沖縄県福祉のまちづくり賞実施要綱（平成19年8月30日沖縄県福祉保健部長決定）

（目的）

第1条 沖縄県福祉のまちづくり賞（以下「まちづくり賞」という。）は、福祉のまちづくりを推進するために、ハード面、ソフト面を含めた社会全体のバリアフリー化を効果的かつ総合的に推進する活動等について顕著な功績のあった個人又は団体を顕彰し、もって高齢者、障害者等の社会参加の促進に関する優れた取組を広く普及させることを目的とする。

（定義）

第2条 この要綱において「福祉のまちづくり」とは、沖縄県福祉のまちづくり条例（平成9年沖縄県条例第5号）第1条に規定する高齢者、障害者をはじめすべての人が安心して生活し、自らの意思で自由に行動し、及び等しく社会に参加することができる地域社会を実現するために行う活動をいう。

2 この要綱において「高齢者、障害者等」とは、高齢者、障害者、妊産婦、幼児、乳幼児を連れた人その他の者で、日常生活又は社会生活において行動上の制限を受けるものをいう。

（まちづくり賞の対象）

第3条 まちづくり賞の対象は、県内において、高齢者、障害者等の社会参加を促進するために必要な施設の整備、製品の開発、福祉のまちづくりの推進・普及のための活動等に関し、顕著な功績のあった個人又は団体とする。

（募集の方法）

第4条 まちづくり賞の対象は、一般公募により募集するものとする。

（まちづくり賞の種類）

第5条 まちづくり賞の種類は、次のとおりとする。

- (1) 沖縄県知事賞 活動等が長期にわたり継続されている等、県内外における模範となり、顕著な功績があったと認められるもの
- (2) 奨励賞 活動等への取組みが地域における模範となり、啓発効果が期待できるもの

（選考審査会）

第6条 被表彰者の選考を行うため、沖縄県福祉のまちづくり賞候補者選考審査会（以下「選考審査会」という。）を設置する。

（表彰の手続）

第7条 知事は、第4条の規定による募集に対して応募のあった個人又は団体のうちか

ら、審議会の答申を受け、被表彰者を決定するものとする。

(表彰の方法)

第8条 表彰は、知事が賞状を授与して行う。

(表彰の時期)

第9条 表彰は、年1回行う。

(審査の対象外)

第10条 次の各号のいずれかに該当するものは、審査の対象から除くものとする。

- (1) 国又は地方公共団体が設置及び管理する建築物等
- (2) 建築基準法に定める検査済証が発行されていない建築物等
- (3) その他受賞にふさわしくないと認められるもの

(まちづくり賞の事務)

第11条 まちづくり賞に関する事務は、沖縄県子ども生活福祉部障害福祉課において処理する。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、まちづくり賞の実施に関し必要な事項は子ども生活福祉部障害福祉課長が定める。

附 則

この要綱は、平成19年8月30日から施行する。

附 則

この基準は、平成20年8月7日から施行する。

附 則 (沖縄県福祉のまちづくり推進功労者表彰実施要綱の一部を改正する要綱)

(施行期日)

1 この要綱は、平成21年5月1日から施行する。

(沖縄県福祉のまちづくり推進功労者表彰審査基準の一部改正)

2 沖縄県福祉のまちづくり推進功労者表彰審査基準(平成19年8月30日沖縄県福祉保健部長決定)の一部を次のように改正する。

「次のよう」略

附 則 (平成24年7月13日沖縄県福祉保健部長決定)

この要綱は、平成24年7月13日から施行する。

附 則 (平成26年3月31日沖縄県福祉保健部長決定)

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。